

第7編 公園編

第1章 公園設計

第7101条 公園設計業務の区分

公園設計業務は、次の区分により行うものとする。

- (1) 基本計画
- (2) 基本設計
- (3) 実施設計

第7102条 基本計画

基本計画とは、公園計画の基本的な理念を具現化することをいい、その内容は次のとおりとする。

- (1) 現況調査、計画内容（与条件）の検討等を十分に行うものとする。
- (2) 地形図（公園種別に応じて1/200～1/2500程度）をもとに、与条件を考慮した公園施設を計画し、平面図等を作成するものとする。
- (3) 概略の数量計算及び工事費の算出を行うものとする。
- (4) 基本計画についての説明書を作成するものとする。
- (5) 鳥瞰図及び透視図を作成するものとする

第7103条 基本設計

基本設計とは、基本計画等で検討されたものに基づき、さらに精度の高いものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 与条件を詳細に検討し、公園施設の配置及び主要構造等の概略設計を行い、平面図を作成するものとする。
- (2) 横断面計画要点について設計するものとし、横断面図の縮尺は1/100を標準とする。
- (3) 主要施設、構造物等の概略図を作成するものとする。
- (4) 数量計算及び工事費の算出を行うものとし、実施施工を考慮して精度の向上を計るものとする。
- (5) 基本設計について説明書を作成するものとする。
- (6) 平面計画図に基づき、鳥瞰図及び透視図を作成するものとする。

第7104条 実施設計

実施設計とは実際に工事を行う設計図書を作成するものとし、内容は次のとおりとする。

- (1) 与条件の確認、現地調査を十分に行い設計を行うものとする。
- (2) 設計対象物について、施工位置、構造、形状寸法、材質、工法、施工時期等を検討し設計するものとする。
- (3) 上記2に基づき、計画平面図、縦横断面図、構造図等実施設計図を作成するものとする。
- (4) 設計の根拠となる数量計算及び構造計算を行うと共に設計の適性の確認及び説明書も作成するものとする。
- (5) 実施設計図に基づき、明細書、工種別内訳書、工程別内訳書等を作成し、工事費を算出するものとし、必要に応じ特記仕様書も作成するものとする。